

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方
(5. 9GHz 帯 V2X 通信システムに係る実験試験局の免許交付手続の迅速化・円滑化)
意見募集期間：令和 7 年 5 月 30 日（金）から同年 6 月 28 日（土）まで

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 株式会社高速道路 総合技術研究所	「(19) 5.9GHz (5895MHz) を超え 5925MHz 以下」の周波数の電波を使用する、V2X 通信の電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設する実験試験局」とありますが、既存 ETC 周波数と今後実現する自動運転との棲み分けも必要になると考えていますので、引き続き技術検討（周波数共用検討）の具体化をお願いします。 具体的には、ETC および ETC2.0 サービスシステムは全国的高速道路本線上ならびに料金所（スマート IC 含む）に設置された路側機器（FB 基地局）において運用しております。また、当該路側機器との通信を行う車載器を搭載した ETC 車両（ML 移動局）は高速道路をはじめ、国内の道路を走行しています。これら既存の無線システムは 5.8GHz 帯にて運用を行っておりますので、既に割り当てられている 5.8GHz 帯（5.778GHz～5.845GHz）を利用している ETC 路側機器ならびに ETC 車載器等の既設無線局の運用における影響（特に ETC 車載器のイメージ周波数干	本改正において、実験試験局の審査基準に、「隣接する周波数帯を使用する他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択等の必要な措置（当該他の無線局の免許人等との調整を含む。）を講ずるものであること。」と定めていることから、実験試験局の免許人において適切に管理・運用されるものと考えております。 技術的条件の検討及び周波数共用検討に関するご意見につきましては、今後の検討において参考とさせていただきます。	無

		渉等を含む)が無いよう、技術的条件の検討、周波数共用検討(周波数選定、無線局出力等)及び実験試験局の審査方法の検討を進めていただくとともに、慎重な検討をお願いいたします。		
2	株式会社NTTドコモ	(19) イ 他の無線局との干渉調整等隣接周波数を使用する他の無線局に対しては、「隣接する周波数帯を使用する他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択等の必要な措置(当該他の無線局の免許人等との調整を含む。)を講ずるものであること。」とされています。隣接する周波数において固定無線局が運用されており、隣接する周波数帯を使用する無線システムに対して、干渉の影響を与えないように、適切に管理・運用されることを希望します。	本改正において、「隣接する周波数帯を使用する他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択等の必要な措置(当該他の無線局の免許人等との調整を含む。)を講ずるものであること。」と定めていることから、実験試験局の免許人において適切に管理・運用されるものと考えております。	無
3	日本電気株式会社	改正案に賛成します。本制度運用にあたり、5.9GHz帯の実験試験局免許の利用が促進され、様々なユーザや利用シーンでのデータ取得が加速すると考えます。さらにより多くの実験等が進むよう同一エリア・期間での免許申請について、先行利用者との運用調整にあたっての考え方・指針の整理や情報提供など、円滑な制度運用が行われる仕組みがあるとよいと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無

○提出意見数：6件

※提出意見数は、意見提出者数としています。